

ち い き い こ う し え ん    ち い き て い ち ゃ く し え ん    あ ん な い  
地域移行支援・地域定着支援サービスのご案内



しょうがいしゃ    かた    ち い き   い こ う    あ ん し ん    ち い き    せ い か つ    へ い せ い  
障害者の方がスムーズに地域に移行し、安心して地域で生活できるように、平成24  
ねん    が つ    あ ら    ち い き い こ う し え ん    ち い き て い ち ゃ く し え ん    そ う せ つ  
年4月から、新たに「地域移行支援」と「地域定着支援」サービスが創設されました。

ち い き い こ う し え ん  
地域移行支援とは

しょうがいしゃしえんしせつなど    にゅうしょしゃ    せいしんかびょういん    にゅういん    せいしんしょうがいしゃ  
障害者支援施設等（※）の入所者や、精神科病院に入院している精神障害者で、これか  
ら地域生活へ移行しようとする方に、一般相談支援事業者が、訪問相談、同行訪問、住居  
かくほ    てつだ    など  
の確保のお手伝い等をするサービスです。

しょうがいしゃしえんしせつなど    しょうがいしゃしえんしせつ    その    じどうふくししせつ    りょうようかいご  
※障害者支援施設等…障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護をおこなう  
びょういん  
病院

ち い き て い ち ゃ く し え ん  
地域定着支援とは

たんしん    しょうがいしゃ    かたなど    ち い き    せ い か つ    ふ あ ん    か た    こ ま    と き    い っ ぱ ん そ う だ ん し え ん  
単身の障害者の方等で地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、一般相談支援  
じぎょうしゃ    でんわそうだん    きんきゅうほうもん  
事業者が、電話相談や緊急訪問をするサービスです。

い っ ぱ ん そ う だ ん し え ん   じ ギ ク ー しゃ  
一般相談支援事業者とは

ち い き い こ う し え ん    ち い き て い ち ゃ く し え ん    て い き ク ー    じ ギ ク ー しゃ    し な い か く く  
地域移行支援、地域定着支援のサービスを提供する事業者で、市内各区にあります。

ほんにん    きぼう    じぎょうしゃ    えら    ちやくせつけいやく    むす  
ご本人が希望する事業者を選び、直接契約を結びます。

じぎょうしゃ    しょうさい    べつとかくにん  
※事業者の詳細は別途確認してください。

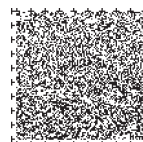
り ク ー ほう ほう  
利用方法

く や く し ク ー    ち い き い こ う し え ん    ち い き て い ち ゃ く し え ん    り ク ー し ん せ い  
区役所に、地域移行支援または地域定着支援の利用申請をします。

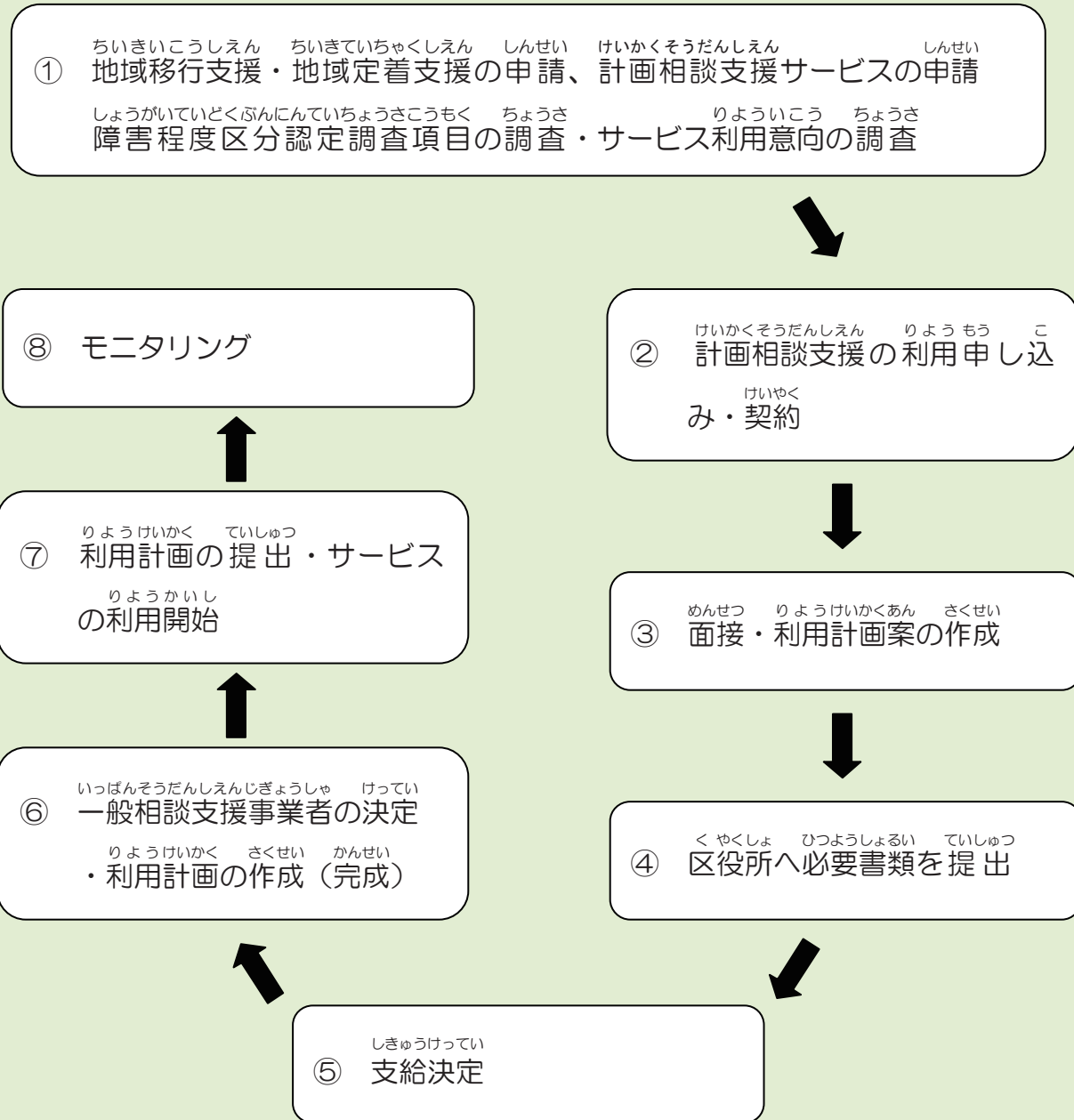
けいかくそうだんしえん    しきゅうしんせい    ひつよう  
また、あわせて計画相談支援の支給申請も必要です。

く や く し ク ー    ちょうさ    う    しきゅうけつていご    い っ ぱ ん そ う だ ん し え ん   じ ギ ク ー しゃ    り ク ー け い や く  
区役所による調査を受け、支給決定後に一般相談支援事業者と利用契約をします。

平成 24 年 10 月    神戸市



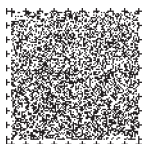
しきゅうしんせい      りょう      なが  
支給申請からサービスの利用までの流れ



※地域移行支援、地域定着支援サービスにかかる利用者負担はありません。

ただし、外出時の交通費、食事代等は、自己負担になります。

メモ



詳しい説明

① 利用者が、区役所に申請書を提出します。  
区役所が利用者に障害程度区分認定調査、サービス利用意向の調査をおこないます。

② 利用者が、希望する特定相談支援事業者に利用計画の作成を直接申し込み  
契約します。

③ 特定相談支援事業者が、利用者の自宅等を訪問し、利用者やその家族から、生活  
の希望や悩み、希望するサービスの内容等を聞き取り、利用計画案（サービス等  
利用計画案）を作成します。

※利用計画案は利用者自身や家族等が作成することもできます。（セルフプラン）

④ 利用者または特定相談支援事業者が、③で作成した利用計画案、「計画相談支援・  
障害児相談支援 依頼（変更）届出書・セルフプラン届出書」等、必要書類を  
区役所に提出します。

⑤ 区役所が、④で提出された利用計画案や調査の内容を見た上で、サービスの  
支給決定をおこないます。

⑥ 利用者が、支給決定の内容を見て、サービスの提供をおこなう一般相談支援  
事業者を決定します。  
特定相談支援事業者が利用計画を作成します。

⑦ 利用者または特定相談支援事業者が、利用計画を区役所に提出します。  
利用計画にもとづいて一般相談支援事業者のサービスを利用します。

⑧ 特定相談支援事業者が、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに  
利用者の自宅等を訪問し、サービスの利用状況を確認します。

## 区役所及び障害者相談支援センターの連絡先一覧

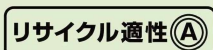
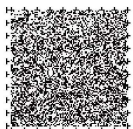
《各区 保健福祉部》 受付時間 月～金(平日)8:45～17:15(ただし、12:00～13:00は除く)

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
東灘区保健福祉部保健福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町 5-2-1
灘区保健福祉部保健福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町 4-2-1
中央区保健福祉部保健福祉課	335-7511	335-7919	〒651-8570 中央区東町115番地
兵庫区保健福祉部保健福祉課	511-2111	511-7006	〒652-8570 兵庫区荒田町 1-21-1
北区保健福祉部保健福祉課	593-1111	593-1166	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1-9-1
北神区役所保健福祉課	981-5377	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町 1-2-1 北神中央ビル 2 階
長田区保健福祉部保健福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町 3-4-3
須磨区保健福祉部保健福祉課	731-4341	735-8159	〒654-8570 須磨区大黒町 4-1-1
須磨区北須磨支所保健福祉課	793-1313	795-1140	〒654-0195 須磨区中落合 2-2-5 名谷センタービル 5 階
垂水区保健福祉部保健福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向 1-5-1 レバンテ垂水 2 番館内 2 階
西区保健福祉部保健福祉課	940-9501	990-2521	〒651-2295 西区鞆台5-4-1

《 障害者相談支援センター 》 窓口開設時間 月～金(平日)9:00～19:00

★のセンターは土曜日・日曜日・祝日(9:00～17:00)も開設しています

名 称	電話番号	FAX 番号	住 所
ひがしなだ障害者相談支援センター ★	431-5003	431-5055	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-3-1 8 魚崎中町デイサービス内
おかもと障害者相談支援センター ★	452-1510	452-1529	〒658-0073 東灘区西岡本 2-25-1
うおざき障害者相談支援センター	451-3760	451-3761	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎中町デイサービス内
なだ障害者相談支援センター ★	882-7013	882-7014	〒657-0846 灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内
たちばな障害者相談支援センター ★	367-6651	351-1660	〒650-0016 中央区橋通3-4-1 神戸市総合福祉センター内
いそがみ障害者相談支援センター ★	200-5611	200-5657	〒651-0086 中央区磯上通3-1-32 こうへ市民福祉交流センター内
ひょうご障害者相談支援センター ★	686-1731	686-1732	〒652-0897 兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内
きた障害者相談支援センター ★	592-1371	592-1381	〒651-1114 北区鈴蘭台西町1-26-2
ほくしん障害者相談支援センター ★	982-1122	982-1022	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-2
たにがみ障害者相談支援センター	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町8-21 シャトーノールデュエ II 1階
しんながた障害者相談支援センター ★	611-8860	611-8861	〒653-0038 長田区若松町4-2-15 ビブレ新長田2階
にしだい障害者相談支援センター ★	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通5-101-1
きたすま障害者相談支援センター ★	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス1階
たかとり障害者相談支援センター ★	739-1292	739-1293	〒654-0024 須磨区大田町7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内
たるみ障害者相談支援センター ★	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多間7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内
たるみみなみ障害者相談支援センター	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階
ひらのせいしん障害者相談支援センター ★	962-5512	962-5540	〒651-2276 西区春日台5-174-10 西区障害者地域生活支援拠点
にしこうべ障害者相談支援センター ★	996-9820	996-9821	〒651-2242 西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル7階
たまつあげぼの障害者相談支援センター	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成 24 年 10 月発行 神戸市保健福祉局障害福祉部自立支援課

神戸市広報印刷物登録 平成 24 年度第 213 号 広報印刷物規格 B-1 類